

令和5年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和5年9月7日 午前10時00分 開会  
午後 2時56分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 7番 吉村始

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**梨本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆さん、おはようございます。議席番号3番、柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を行います。今回は1点、LGBTに対する市の取組についてです。

では、ここからは質問席で質問させていただきます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 令和5年6月23日に公布されたLGBT理解増進法により、LGBT、性的マイノリティーの方々の存在が国民にも広く知られるようになりました。しかしながら、まだまだ理解が進まず、生きづらさを感じていらっしゃる当事者の方も多いと聞いております。このLGBT理解増進法をきっかけに、更なる性的マイノリティーの方に対する地方自治体や学校現場での環境整備、啓発、ガイドラインの作成など具体的な動きが出てくるのではないかと思います。そこで、葛城市において、それぞれ、教育現場、市役所内でのLGBTへの取組について今回は質問させていただきます。

質問に入る前に、既にご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、LGBTを簡単に説明いたします。Lはレズビアン、性自認またはジェンダーアイデンティティーと呼ばれる、性自認が女性で、性的指向も女性である性的マイノリティーのことです。Gはゲイ、性自認が男性で、性的指向も男性である性的マイノリティーのことです。Bはバイセクシュアル、男性と女性の両方に恋愛感情を抱く性的マイノリティーのことです。日本語では両性愛者とも言われています。Tはトランスジェンダー、身体特徴としての性と自身の性についての認識が異なる状態を示す言葉です。トランスジェンダーとは、性別に違和感を持つ人々のことを表します。また、LGBTQという表現も耳にされた方も多いと思います。Qはクエスチョニング、典型的な男性または女性と感ぜない人、男、女と決めたくない、あえて決めない人のことを言います。

今回の私の一般質問においては、LGBTという表現を使う予定としております。では、まず、教育現場におけるLGBTの取組について質問いたします。学校現場において性的マイノリティーの児童・生徒にとって、教員の方の言動はとても重要な役割を担っていると考えます。教員の偏見に基づく発言や誤った対応により、当事者が深く傷つくばかりでなく、い

じめの対象にもなり得ます。そこで、葛城市では、LGBTに対応した教員研修はされているのでしょうか。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 皆さん、おはようございます。教育部の井上でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。ただいまの柴田議員の、教員への研修についてのお問いにお答えをさせていただきます。

教員研修につきましては、LGBT理解増進法が施行される以前から、奈良県立教育研究所が開催する教員研修講座をほとんどの教員が受講しています。また、各学校で独自に講師などを招いて研修を実施されているところです。

以上です。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。少し、今、検索しただけでも、教員向けの様々なLGBTについての資料が出てきます。先生個人で学ぶこともできる環境にあるとも言えます。ぜひ、そういった学びを生かした授業計画を立てていただき、当事者の子どもたちに寄り添った環境を更に一層整えていただくことを希望します。また、学校だけではなく、家庭も大事な役割を担っている場所です。幼少期は特に親の価値観が反映される時期だと思われれます。学校として保護者の啓発は実施されていますでしょうか。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 保護者への啓発につきましては、葛城市PTA協議会において、令和4年度に、「LGBTQや多様な性を考える～自分らしく輝いて生きる～」をテーマとして講師を呼び、教育講演会を実施しております。LGBTQや多様性について正しい知識を得ることを目的として、学校、家庭教育の一助になるよう開催いただきました。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** やはり保護者の方の一人一人の気づきが大切だと考えます。保護者の中には、それに抵抗を感じる方もいらっしゃると思うんですけれども、これから実施される可能性がある性的指向、ジェンダーアイデンティティーの授業の重要性も理解していただく必要があるかと考えます。学校には今後、保護者に対してしっかりとした、丁寧な説明が求められることも考慮していただきたい点であります。

では、児童・生徒から性的指向、ジェンダーアイデンティティーについての相談を受けた場合、どのように対応されているのでしょうか。マニュアルや相談窓口はあるのでしょうか。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 現在、マニュアルやガイドラインは整備しておりません。相談を受けたときは、本人の意思を尊重しながら、学校生活の中での配慮を行います。相談窓口や相談体制につきましては、基本は、相談を受けた職員が相談窓口となります。まずは、児童・生徒の話に傾聴し、教員や保護者への情報共有につきましては、本人の意思を確認した上で慎重に行います。相談体制については、担任や管理職、生徒指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーターなどが相談に当たります。一例を申し上げますと、白鳳中学校では、2年前から性同一性障害

サポートチームを設置しており、相談体制を整えております。他校につきましても、それぞれの学校に教育相談部がありますので、相談を受けたときには随時、ケース会議や校内委員会を立ち上げて支援することとなります。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 相談を受け、適切に応じることはとても大切なことなのですが、もし、万が一、傷つけてしまった場合、当事者は心を閉ざしてしまう可能性もあります。また、カミングアウトと言われる、自分が性的マイノリティーであるということを打ち明けること、そして、アウトィングと言われている、暴露するという意味なんですけれども、本人が公表してないことを他人に暴露するという問題もあり、適切な対応を取るためにも、ここで簡単でいいので、教員の間で共有していただけるマニュアルを作成していただくことをぜひ検討していただきたいと考えております。

それから、白鳳中学校の取組は、とてもすばらしいというふうに感じました。1点気になるのが、名称なんですけれども、性同一性障害となっているんですけれども、これは医学的診断名で、性転換手術や戸籍の性別変更の際に必要な診断でありまして、以前はよく使われていたようなんですけれども、今、過渡期にありまして、現在はトランスジェンダーに置き換えられることが多いようなので、この機会に名称変更のご検討もしていただけたらと思います。

では、具体的に授業の内容についてお尋ねします。小学校では低・中・高学年、そして中学校では1年から3年まで、できるだけ詳細に授業内容を教えてください。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** お答えをいたします。

各小学校では、ジェンダーフリー教育を年間指導計画に位置づけられ、生活科や道徳の時間において、教本「なかまとともに」や自主教材などを用いて、多様性について理解を深める授業を行っています。授業内容につきましては、小学校低学年では、女らしさ、男らしさといったジェンダーにとらわれることなく、自分の意思で好きな色や物事を選び、自己決定できる態度や、自分の特徴に気づいて、よいところを大切にしようとする心情を育てる教育を行っています。小学校中学年では、男女の先入観にとらわれず、個性を大切にできる態度や、自分らしさとは何かを理解する。また、自分自身をかけがえのない存在と捉えるとともに、違いを認め合うことの大切さを考える授業を行っています。小学校高学年では、男女間の固定的役割にとらわれず、自分らしく生きるためにはどうすればいいかを考える授業を行っています。また、中学校におきましても、道徳の時間にはジェンダーアイデンティティーの多様性について、家庭科の時間にはジェンダーレスの服装や制服について話し合ったりなどし、LGBTQに関して正しく理解する学習を行っています。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。LGBTについて悩み始めた子どもたちというのは、人生の早い段階で、男らしさ、女らしさといったような男女の外見や役割分担についての固定概念、そして、異性愛が正常であるといった固定概念に触れることによって、自分自身が異質である

と感じたり、排除されるのではないかという不安を覚えたりするそうなんです。そういった意味では、今ご答弁いただいた、各学校での授業内容は大変有意義であると考えます。ただ、現在のところ、LGBTに特化しているわけではないのかなというふうに思いますが、それ自体はとても大事なことだと思っております。今後、国からの提案も出てくるかと思いますが、子どもたちにどのように伝えるか、またはどこまで伝えるかというのが大きな課題だと私自身は感じております。特に低学年にはなかなか教えるにくい課題であるのかなとは思いますが、LGBTの絵本もたくさん出ておまして、その中にはいろいろありますので、注意深く選んでいただいて、利用をしていただければというふうにも思っております。また、教員の方の研修も進んでいるようなので、それを最大限に生かして、年齢に合った、工夫のある授業をぜひお願いいたします。

では次に、環境整備について質問いたします。まず、制服や髪型の対応はどうなっているのでしょうか。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 制服や髪型についてお答えさせていただきます。

例えば、新庄中学校では既に校則などを変更されており、制服においては、令和元年度より、女子の制服にスラックスを導入し、ネクタイの着用も認めています。髪型については、校則の変更により緩和することで対応されております。また、白鳳中学校では既に制服検討委員会を設置され、現在、改定に向けて対応中で、髪型についても、LGBTQの生徒対応も見据えた校則の見直しを進められておるところでございます。

小学校におきましても、例えば、新庄北小学校では、制服については、自認する性別の服装、衣服、体操着の着用を認めているところがございます。髪型につきましても、標準より長い髪型を一定の範囲で認めております。

以上でございます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 先ほどの多様性の授業も反映していただいて、また、選択肢があるという環境というのはとても大切なことだと思いますので、各学校で改革をぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

では次に、LGBTに悩む児童・生徒に対し、LGBT理解増進法が成立した際にもネット上などで問題視されておりましたトイレの使用、それから体育や健康診断の際の着替え、修学旅行の際の入浴などの配慮はどのようにされていますでしょうか。

**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** まずは児童・生徒に寄り添い、配慮を要する部分については、本人のご希望を聞き取った上で適切な対応を行っております。トイレにつきましては、各小・中学校に多目的トイレ、みんなのトイレを既に整備済みで、誰でも使用が可能です。また、体育などの着替えにつきましては、保健室や別室での着替えができるよう配慮しているところでございます。修学旅行時のお風呂につきましては、入浴時間をずらすなどの対応を行っております。

以上でございます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 現場では、当事者の子どもはもちろんなんですけど、保護者の方の声も聞いて、しっかり対応していただいているというふうに推察いたします。多目的トイレが各学校に設置されているということは、大変素晴らしいことだと思うんですけども、ただ、トイレについても、画一的な対応ではなく、本人がどうしたいかも尊重してあげていただきたいというふうに考えております。本当に多目的トイレでいいのか、毎回そこを使用することで周囲に何か思われるのではないだろうかという、本人が大変敏感になっていることもあるかと思いますので、学校としては、難しい対応とはなりますが、できる限り、当事者に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

着替えや修学旅行の入浴も、個々の対応に応じられていらっしゃるというふうに感じました。本人の希望に沿った対応と配慮が求められますが、先生方の中でしっかり連携していただいて、これからも対応をよろしく願いいたします。

では、教育長にお聞きいたします。LGBTについての学校現場での取組について、教育長のお考えをお聞かせください。

**梨本議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の、LGBTにつきましては、思春期で性自認することが本当に多く、学校教育における必要性、また、支援や対応の重要性があるというふうに考えておるところでございます。その上で、当該児童・生徒への配慮と、また、周りの児童・生徒への配慮との均衡を図りながら支援を進めていくことが重要であると認識しているところでございます。当該児童・生徒やその保護者が求める支援は、その状況によって様々であると思います。また、学校として、そういった状況でありますので、先入観を持たず、当該児童・生徒の心情等に配慮した対応や支援を行えるよう、組織体制を整えるとともに、現在丁寧に対応させていただいているところでございます。今後とも、児童・生徒や保護者の意向などを十分踏まえつつ、教職員がきちんと状況を理解し、当該児童・生徒の悩みや不安に寄り添った支援を行えるよう、各学校へ働きかけを続けたいというふうに考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。先ほど私が提案いたしました、簡単な、心構えといいますか、そういったマニュアルも、もし、よろしかったら、ぜひご検討をいただけたらというふうに考えております。LGBT理解増進法が施行されて、国との連携をとりつつ、LGBTについての更なる教育や啓発、そして相談体制の確立が今後求められていくと考えます。地域や保護者との連携をとり、当事者である子どもたちが生きやすい社会をぜひつくり上げていただきたいと思いますというふうに希望しております。

では次に、葛城市において、LGBT理解に対する職員への啓発などはされていますでしょうか。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。私から、職員への啓発についてお答えさせていただきます。

職員向けの啓発といたしましては、本年7月25日から7月28日までの4日間、「性的マイノリティと人権～性の多様性が尊重されるまちづくりのために～」と題しまして、性と生を考える会の中田ひとみさんにご講演いただき、ほぼ全員が受講いたしました。今後も継続して研修の機会を設けるとともに、職員に向けては、庁内LAN掲示板による啓発、情報提供を行い、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解を深め、一人ひとりの個性が輝くまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 私たち議員も、つい先日、中田ひとみさんを講師に迎えて、LGBTの理解の研修を受けました。確かに理解は深まるとは考えますが、そこでとどめず、これは提案なんですけれども、例えば、差別的な言動や行動をとらないための理解増進や、LGBTの方への窓口対応や、職員同士が関わる際の留意事項をまとめたガイドラインを作成してはいかがでしょうか。成文化することによって、全員が共有認識を持ち、様々な事象に一貫した対応ができ、不当な扱いを受けた人の救済手段にもなり得ると考えます。また、ガイドラインを作成することにより、市内の事業者や市民の方の啓発にもつながると考えます。ぜひご検討をお願いいたします。

では次に、LGBT理解増進法を受けて、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別はあってはならないといったような文言を反映した市の条例を新たに制定することはお考えでしょうか。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** おはようございます。市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

現在のところ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を受けました条例整備は考えておられませんが、本法律そのものの規定と葛城市人権擁護に関する条例、そして、第2次葛城市男女共同参画基本計画に基づき、施策を推進してまいりたいと考えております。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 葛城市も、今、部長がおっしゃった、第2次葛城市男女共同参画基本計画の基本施策中でLGBTを取り上げられていらっしゃいますし、今年の男女共同参画週間、6月23日から6月29日までだったんですが、市役所の市民ホールで、まさしくLGBTのパネル展をされておりました。LGBTの方に対する差別も、大きく捉えるなら人権擁護の条例で禁止できるとは考えておりますが、この辺り、具体的に記載できる方法もぜひご検討いただきたいと考えております。例えば、県内では、五條市、大和郡山市、宇陀市が、それぞれの市の男女共同参画推進条例の中で、性的指向、性自認及び性的少数者に対する差別的な扱いを禁止することなどを規定しております。文言としては、何人も、家庭、職場、学校、地域、その他社

会のあらゆる分野において、性別に起因する差別的扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはならないとたわわれています。本市は現在、男女共同参画推進条例がありません。ぜひ策定していただき、その中に先ほどのような文言を記載していただくことをぜひご検討いただきたいと考えております。

では、市民の方への啓発も大事かと考えておりますが、現在の市の取組を教えてください。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** お答え申し上げます。

市民向けの啓発の取組といたしまして、市のホームページや広報誌への掲載、6月の男女共同参画週間や12月の人権週間における啓発パネルの展示、講演会の開催などを行っております。講演では、昨年の男女共同参画セミナー時は、「LGBTQや、多様な性を考える～性的違和を乗り越えて～」と題しまして、LGBTQ支援団体RAINBOW CREATE代表の定政輝さんの講演を、コロナ禍の事情から、YouTubeにより動画配信を行っております。そして本年度は、生涯学習、人権教育講座の2回目で、「みんなが自分らしく～性の多様性と人権～」をテーマとして実施させていただく予定でございます。

そのほかの取組といたしまして、LGBTQ、いわゆる性的マイノリティーの方の中には、書類への性別の記入に抵抗を感じたり、精神的に苦痛を感じる方もおられますので、市役所における手続やアンケート調査等の際には、性別記載欄の必要性を検討したり、性別記載方法の工夫、配慮を行うよう各課に周知しております。今後も、広報かつらぎや市のホームページを活用し、市民皆様一人ひとりの心に届き、浸透させることができるような啓発、講演会の開催などを継続して、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解を深めるための取組を進めてまいります。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。今、LGBTのことを知りたければ、すぐ調べることができますし、今、部長がおっしゃった、動画配信のお話があるんですけども、当事者の生の声を聞くことも簡単にできる環境にあると言えますが、それだけでは市民の方の理解、共感はなかなか得られないというふうに考えます。行政の積極的な関与が、市民や地域の共感につながっていくのではないのでしょうか。まずは取り組めるところから始めるという意味で、ぜひ、パートナーシップ宣誓制度の導入を葛城市でも検討いただければと考えますが、いかがでしょうか。

**梨本議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** パートナーシップ制度は、戸籍上同性であるカップルに対して、パートナーであることを自治体が独自に承認する制度です。自治体が独自に承認する制度であるため、法的効力はありませんが、例えば、公営住宅にパートナーの入居が可能となる、あるいは、病院などで家族として対応されやすいなど、生活上のメリットが期待されます。また、民間サービスにおいても、携帯電話の家族割や、パートナーを生命保険の受取人に指定できるなど、利用可能な企業が増えつつあるようです。一方で、婚姻とは違い、法的効力を持ちませんので、法的な家族としては認められず、遺産の相続が可能になったり、子どもの親権者になる



ことはできません。そのような中で、戸籍上同性であるカップルに対してパートナーであるという証明書を発行して、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくしようと自治体が独自にできる取組の1つとしてパートナーシップ制度が進められています。

奈良県では、県単位としての制度導入はされておらず、現在、6つの市と町が要綱を定め、それぞれ導入しています。本市でも検討を行う中、市単独の制度では、当然ながら、効力は葛城市内に限られ、仮にも市外へ転出されますと、この効力はなくなってしまうこととなります。そのことから、市単独よりも広域、例えば、都道府県単位での導入が望ましいと考え、その旨、奈良県へも要望しているところでございますが、引き続き、実効性のある制度導入について検討を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** 部長がおっしゃったように、現在、6市町が導入されております。奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、五條市、斑鳩町なんですけれども、件数なんですけど、奈良市と大和郡山市は令和2年度から導入されておまして、現在までに、それぞれ13件と6件、天理市と生駒市は令和3年度からで、それぞれ1件と3件、五條市と斑鳩町は今年度導入されたばかりで、両自治体ともまだ問合せ、そして申請はないそうです。数の多い、少ないではなく、確かにパートナーシップを望んでいらっしゃる方がいるということ認識することが大事だと考えております。

パートナーシップの認定を受けて、受けることができる行政サービスは、導入されている自治体によって違うんですけれども、全ての自治体に共通しているのが公営住宅の入居です。そのほかにも、各担当課で受けることができるサービスは様々です。一例を挙げますと、パートナーを同一世帯人として、生活保護を申請、受給することもできる自治体もあります。部長がおっしゃったように、民間事業者によっては、家族向けサービスを提供しているところもあります。現在のパートナーシップ制度は、部長がおっしゃったように、市単位にとどまっております、他市に移動すれば効力がなくなるという点も問題でありますし、どのようなサービスを提供するかも、自治体として具体的に考えていかなければならないということもあると思いますが、現在、国による同性婚の法制化などが進まない中で、葛城市のような地方自治体が、誰にとっても生きやすい社会の実現に向けて、性的マイノリティーに関する施策に取り組むのは、大きな意義があると考えております。部長からは、パートナーシップ宣誓制度の導入について検討するというお言葉をいただいておりますが、市長からも、LGBT、そしてパートナーシップ宣誓制度についてのお考えをぜひお聞かせください。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が、国民の理解が必ずしも十分でない現状を鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、本年6月に公布、施行されたことを鑑みて、パートナーシップ宣誓制度をはじめ、類似の制度について更に検討を進め、誰もがありのまま受け入れられ、自

分らしく生きることができる社会を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 柴田議員。

**柴田議員** ぜひ検討をお願いいたします。LGBT当事者の方が声を上げることができる環境づくりが大変重要であると考えております。職場で、学校で、そして地域で、いないのではなく、見えないだけであるということを認識しなければならないと考えます。LGBTに関しては、世界的に様々な動きがある中で、やはり一人ひとりの意識、人への思いやりや多様性を受け入れる寛容さなどが大切であり、そして何より、行政が率先してそういった土壌をつくっていくのが重要であると考えております。葛城市においても、声を上げることができない市民に寄り添い、解決に向けて施策を進めていただくことを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**梨本議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、空き家対策についてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** それでは、よろしくお願いいたします。

空き家対策につきましては、以前から、一般質問また各委員会等で、私も含めまして、複数の議員から意見が出されております。しかし、増え続ける空き家を減少させる効果的な対策を講じていただいているようには思えません。総務省の調査によりますと、平成10年から平成30年の20年間で、居住目的のない空き家の数が182万戸から349万戸と約1.9倍に増加しておるということで、今後とも、急速に増加していくというふうに予測をされております。

そこで、本市の空き家状況についてまずお尋ねをします。以前の答弁では、411戸とございました。その後、調査等されておるのでしょうか。調査結果も含めてお尋ねをいたします。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市では、平成29年に、国の地方創生推進交付金事業で空き家実態調査を行い、そのときに把握した空き家の件数は411件ありました。なお、増田議員ご質問の、現在の葛城市の空き家の件数については、平成29年以降、空き家実態調査を行っていないため、現在の件数については把握できていない状況でございます。

以上です。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 先ほどございました、地方創生推進交付金事業の中でやられたと。そういう機会がないので、その後、調査はされておらないと、こういうご報告でございます。空き家対策につきま

しては、自治会等、近隣では解決しにくい、こういった要素が複数ございます。例を挙げますと、空き家のほとんどが、持ち主が近くに住んでおられないということです。近隣住民の声を届けにくい状況にあると、こういうふうに思います。

一方、行政におきましては、たとえ遠方にお住まいの所有者の方であっても、税の徴収、こういった接点がございます。後ほど述べさせていただきますが、本年6月14日に公布されました、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の中にも、行政が空き家対策をより一層、前向きに取り組むための内容が盛り込まれております。今回の質問は、この点を重点的に進めさせていただきたいというふうに思います。

私は、葛城市の現状を見たときに、近隣市町村よりも空き家を減らすことのしやすい自治体であると、こういうふうに思います。その理由といたしまして、全国的に人口減少が問題視されている中で、微増で推移をしているという点でございます。また、東洋経済新報社の住みよさランキング全国34位、中でも、快適度においては全国12位のランキングでございます。周辺自治体からの移住世帯も増加をしておると、こういうふうに思うわけでございますけれども、その中には、新築住宅だけではなく、空き家になっている住宅の需要もあるのではないかと、こういうことでございます。このような空き家の利活用に向けてもっと目を向ける時期に来ているのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

このような空き家対策に取り組むためのまず第一歩として必要と思われませんが、市で立てられます空家等対策計画でございます。本市の策定状況についてお尋ねをいたします。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 奈良県にあります12市の中で、空き家等対策計画について策定していないのは葛城市のみでございます。計画を策定していない理由といたしましては、これまでの議会でも答弁させていただいておりますが、葛城市には、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定される特定空家、いわゆる危険で直ちに除去、解体等が必要な空き家がない状況であり、これまで空き家等対策計画の策定に至っていない状況でございます。

以上です。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 今、ご答弁ございましたように、特定空家、要するに、危険な空き家がないということのご報告でございましたけれども、あるけども実態把握できてないということのほうが、私は正解かなというふうに思います。それは置いておきまして、今、お話ありました、県内で12市のうち本市だけが策定されていない。必ずしも空き家が少ないからというわけでもないと思います。全国で見ても、1,399の市町村が策定済みというふうになっております。私は、早急に、まず空き家等対策計画、空き家対策をする一丁目一番地の基本的なグッズといえますか、計画であるというふうに思いますので、対応が必要であると申し上げておきます。

策定されている計画の事例の中を、いろんな事例ございますけれども、見ておきますと、策定目的といえますか、その中には、当然のことですけれども、空き家の発生抑制のためという項目がまず最初に出ております。空き家にならないようにするにはどういう対策が必要かという、まず発生抑制。それから、発生したけども、今後、どのように空いた家を、空き家

を利活用するかという、有効活用するための対策というものが、この目的に挙げられております。大体の市町村の計画を見ていると。それからもう一つは、適正管理の促進。近隣住民に迷惑をかけないように、所有者への指導等、こういったこともこの計画の中に挙げられております。それから最後に、特定空家への対応。要するに、近隣の住民に、甚だしくといえますか、迷惑のかかると思われる、荒廃している空き家に対する対策。空家等対策の推進に関する特別措置法によって、強制、行政の代執行で撤去するとかというのも1つの手段であるのかなと思いますけど、こういった基本方針としてその対策が示されておるといのが、計画を立てておられます事例の内容であるというふうに理解をいたしております。そういったことを、やっぱり発生抑制から解体までといった、こういう対策を計画、早期に策定、切にお願いを申し上げます。

次に、その内容の中の1つでございますけれども、空き家の利活用についてお尋ねをいたします。今回の空家等対策の推進に関する特別措置法改正の1つに、空き家の活用拡大というものがテーマとして挙げられております。昨年、総務建設常任委員会の研修で徳島県神山町に視察をさせていただきました。神山町は、奈良県で言うならば、宇陀地域、吉野地域、こういった地域によく似た景観で、過疎化も非常に進んでおる山間地域でございました。そこにIT企業のオフィスがたくさん移住をされ、過疎化にブレーキがかかっていると、こういったことで全国から注目がかかっているということでございます。私が、そこで見た着目点としては、魅力と申しますか、また、IT企業が移住するきっかけになった理由の中に、私は、空き家の利活用というものが最も大きな要因であるというふうに感じました。奈良県でも、私が過去にお邪魔をして、勉強させていただいた自治体である東吉野村でも、空き家対策として取り組まれている成功事例がございます。共通点は、山林地域であるということで、現存する多くの民家は良質な地域の木材を使っておるということで、これをリフォームしてオフィスに活用している点でございます。100年とも200年とも言われております木造建築の空き家を再利用するという点につきましては、SDGsの観点からも見習うべき取組ではないかと、こういうふうに感じました。

本市においても、このような良質の木造建築である空き家は、多く見られるように感じております。このようなことも踏まえ、空き家の利活用についてのお考えをお聞かせください。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 空き家の利活用といたしましては、令和元年度より、NPO法人空き家コンシェルジュに相談業務や空き家バンクの運用を委託して対応しております。葛城市空き家バンクの現在の状況としては、空き家バンクの令和5年7月末時点での登録数は、物件登録が通算で12件、利用者登録が通算で165件、これまでの物件成約件数は6件の物件が成約されています。なお、増田議員ご質問の、再生可能な空き家の対策という面につきましては、現在のところ、空き家所有者の方に、NPO法人空き家コンシェルジュに、リノベーションも含め、空き家の活用策を相談していただく形になっております。

以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 今、お話ございました、空き家コンシェルジュのリノベーションも含めた対策を検討していただいております。このところが私は大事なかなと。要するに、そういう空き家といいますか、先ほど申し上げました、良質な材木を使った素材である木造建築を、それなりに評価していただいて、価値を高めていただいて、こういう立派な空き家ですという評価をしていただくような、専門的な知識も必要かなというふうに私は思います。中古物件という言葉だけで空き家を評価するのではなく、価値も含め、磨けば光る、そういった評価も私は大事なかなというふうに思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正のもう一つのテーマでございます、管理についてでございます。空き家対策で最も重要視すべき点は、近隣の住民に迷惑をかけないよう適切な管理を行うこと。これが今、問題になっている空き家の一番肝心な部分であるのかなというふうに思います。自分の家だから構わんといてくれというのも、所有者としては、言い分としてはあるかもわかりませんが、近隣に対する迷惑、こういったものが空き家の問題の一番重要な点であると感じております。具体的な近隣迷惑の事例としましては、当然のことでございますけれども、外壁、屋根の瓦とか、そういったものが落下して、通行される人や車が危険な目に遭うとか、ネズミとかアライグマ、現にそういうものも住みついている空き家が市内にも存在しておると聞いております。そういった問題。それから、庭木、雑草が、敷地内であればある程度問題にならないんですけれども、それが道路まではみ出して繁茂しておる。こういった数々の苦情が空き家に対して出ているという実態は、市のほうでも把握をされておるというふうに思います。

今回の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正の中では、国が空き家所有者に対して定期的な適正管理をするための管理指針が定められました。このところは重要な点であるというふうに思います。定期的に適正管理をすると、こういう指針でございます。また、これを受けまして、市区町村長は、これに基づいて指導を行うこと、こういうふうになっております。空き家の適正管理指導に向けた市の考え、市区町村が指導するとなっておりますので、適正管理指導に向けた市の考えをお聞かせください。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和5年6月に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法の改正の主な内容としましては、1、活用拡大、2、管理の確保、3、特定空家の除却等の3つの観点から改正がありました。その中で特に2、管理の確保として、①特定空家化を未然に防止する管理として、放置すれば特定空家になるおそれのある空家（管理不全空家）に対し、管理指針に則した措置を、市区町村長から指導、勧告。その勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例（6分の1等に減額）を解除になることが新たに定められております。また、行政側としては、空き家の所有者情報の把握の円滑化や、特定空家となるおそれのある空き家の所有者に適切な管理を促す仕組み、活用困難な空き家への除去への支援強化などに適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 今ございましたように、市区町村の指導に対して適切な改善が行われない場合は、市区町村長は勧告をするという、次の段階に入ると。現状の固定資産税の住宅用地特例である、200平方メートル以下6分の1、200平方メートル以上3分の1の軽減が解除される。これ、非常に空き家所有者にとっては大きな問題であるかなというふうに私は思います。知らなかった、これでは済まない問題でございます。3倍から6倍に固定資産税がかかるということです。このようなことをきちっとやっぱり所有者に対して周知する必要がある。法律が変わりました。法律知りませんでした。そういうことのないような所有者への周知、どのように進められるのか、お尋ねをいたします。

**梨本議長** 米田財務部長。

**米田財務部長** 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。税の観点からできる周知はという質問と捉えさせていただいております。

空き家対策につきましては、企画政策課から、その周知や指導などを行っていただいておりますが、税務課といたしましては、空き家の増加につながらないように、所有者がお亡くなりになられた場合に、その案内を行わせていただいております。葛城市に固定資産をお持ちの納税義務者がお亡くなりになられた場合、相続人が確定するまでは、次年度以降の納税通知書をどなたかに送付しなければならないことから、納税通知書を送付する代表者を決めていただくための案内通知を相続人に発送し、納税管理人を決めていただいているところでございまして、また、その際には、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されますので、法務局からのお知らせも一緒に案内をさせていただいております。しかしながら、納税管理人はあくまで相続人代表者であることから、空き家に関する固定資産税の住宅用地特例の軽減解除の周知となりますと、相続人が確定してからのタイミングが適切かと考えるところでございます。これらの周知につきましては、税務課が単独で行うよりは、企画政策課などと連携を図りながら行うことがより効果的であると考えており、このような制度を市民の方々に広く認識していただけるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 今、米田部長から非常にいいお言葉が出ました。これは各部が、関連する部署が連携して取り組まないと進まない、進みにくいテーマであると、こういうことでございます。私、また後ほど述べますけれども、以前から、そういう連携の部署といいますか、チームといいますか、そういうものが必要だというお願ひもしておるところでございます。今、固定資産税に関する通知、周知についてのお話でございましたけれども、これ、先進事例等々を見ていると、固定資産税納付通知のところに、空き家の所有者になってしまったあなたへとか、税金の云々という以前に、空き家をお持ちの方へ、これはある、ないに関わらず、地区外におられる方に通知を出すときに、空き家であれば云々というふうな、そういうチラシ、啓発チラシ、空き家適正管理に向けた啓発チラシを出されている市町村が、非常に多く事例として挙げられます。

これ、近くの市ですけども、このパンフレットを見ていると、空き家を放置したままに

すると、税額増や損害賠償を問われる可能性があります。空き家について相談してみませんか、こういった市からのメッセージです。強く、柔らかく、空き家所有者に対して、困っていたら言ってください。放っておいたら、そういう税金の増額等になりますと。また、ほかの市では、空き家に関する悩みはありませんかと。責めるのではなく、市から、悩んでいたら市に相談してくださいといったメッセージです。こういったチラシも、納税通知書の中で、直接関係ないんですけども、空き家対策に関する資料も同封されておると、こういった事例も参考にさせていただけたらというふうに思います。

冒頭にも申し上げましたように、空き家の数というものは、今後とも減ることはない。増加傾向でございます。一方、空き家所有者につきましても、管理責任はあるというものの、対処すれば、どうして空き家を管理したらいいのかということで、非常に所有者の方も実際はお困りやと思います。気にされておると。近くに住んではおらないとはいうものの、心配されております。空き家状態で2年、3年経過をしますと、近隣に悪影響が出てまいります。先ほど申し上げましたような他市の事例でいきますと、非常にそういうことに対する相談窓口等の充実を図っておられる、また、指導の徹底をされておられるような、そういう状況も見受けられるわけでございますけれども、本市におきまして、相談対応等々、どのようなご対応をいただいているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣です。よろしくお願いします。

市民の空き家の相談窓口としては、企画政策課が窓口となって対応しております。これまでも答弁させていただいておりますが、空き家の所有者についての情報把握として、税務課と連携して所有者情報の迅速な確認を行うとともに、担当課が現場を確認して、状況に応じて、一緒に対応が必要になる課との連携も適宜行っております。今後の対応策として、市役所内部で一体的な取組を行っていく推進体制については、更なる検討が必要になると考えております。

以上です。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** 対応策、しっかりと、企画政策課だけでは到底対応しきれない部分もたくさんございます。よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

いろいろと都市計画部署に関連もしてまいります。今回の改正内容を見ますと、従来は、家の前の道が4メートル以上ないと、改築であったり、リフォーム等の許認可が下りないという制限から、4メートル以下でも、そういう改築、改造の許可が受けられると、こういうふうに法改正も緩められておると伺っていますので、利活用に向けての対策、一体となってよろしくお願ひしておきたいと思います。

今回の改正法で示されております、固定資産税の特例除外に関する周知、先ほどお聞きをしましたが、非常に、従来、私、企画部にお伺いしたときに、庁舎内の空き家情報の実態把握が、部署としては、企画部としては、情報として調査しにくい。一方、財務部につきましましては、固定資産税の台帳によって、どの方がこの空き家をお持ちかという情報は把握さ

れておる。以前にお聞きしたときには、地方公務員法ですか。個人情報、いろんな制約の中で、たとえ庁舎内であっても情報の共有化はしづらいといったお話でございますけれども、空き家所有者情報の外部提供ということ、この法律の中でガイドラインを見ておりますと、市区町村内部で利用することは可能とされておると聞いておりますので、そういった情報も共有化しながら、対策を個別に当たっていただく必要もあるのかなと。

また、この情報につきましては、所有者の同意が得られれば、課税情報を含む空き家所有者情報を、利活用促進の目的で宅地建物取引業者等の民間事業者に提供することができる。要するに、所有者の許可を得て、こういう中古物件等々が、空き家利用してみませんかといったことも、民間事業者とともに情報提供できるかなと、空き家対策に利用できるのかなと、こういうふうな内容のことが今回の改正の中に入っております。

以上のようなことから、行政内の関係部署の連携はもちろん、民間事業者も含めた体制整備を早急に構築することが求められるというふうに思いますが、このことにつきましての考え、先ほど若干述べていただきましたけれども、よろしく願い申し上げます。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、仮に計画がなくても、行政が空き家所有者に指導を行うことは可能ではありますが、推進体制の整備という面からは、空き家等の対策計画や、空き家対策協議会の組織等の整備について検討していく必要があると考えております。

以上です。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** なかなか、所有者が近くにおられなくてという問題が一番、1つのネックになってくるのかなというふうに思うわけでございますけれども、今回の質問のきっかけとなったのは、冒頭にも述べましたけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法、正式に言うともうそういう名前でございますけれども、この法律の一部改正に伴いまして、先ほども申し上げました、管理責任強化、利活用の促進、こういう問題が前進するであろう、そういった内容のものであったので、これを機会に、本市の空き家対策が踏み込んで進められるということを期待した質問でございますけれども、空き家対策に関する市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。急に来たものですから、びっくりしました。

まず、空き家対策ということでございますけれども、今の現状から分析する必要があるのかなと感じております。今、日本全体を見ますと、少子高齢化の中での人口減少が起こっておりますので、当然、空き家は増えてきます。これはどの地区も含めて増えてくるということは予測できます。ただ、その中で、市町村によってはばらつきが発生してくる。ですから、空き家の多くなっていく地域と、空き家が少なくなっていく地域とが明らかに出てくると考えております。それがまさに先ほど議員が述べられた、葛城市の住みよさランキングと並行した考え方になります。全国的に見ますと、空き家は、全国では14.9%、奈良県では14.2%



でございます。奈良県、これは市と町とだけ、村を入れますとかわいそうなんです。市と町だけ考えますと、大体、少ないところで10%弱のところから、多いところだと22%、30%近くまで行きます、村を入れるともっとなんでしょうけども、市だけで言いますと、まず、20%を超える市が3つ、15%以上が3つ、10%の15%までが4つ、10%以下が2つでございます。まさに葛城市は10%以下の空き家率である。全国ベースで見ますと、812ある中での704位というような状況でございます。

空き家の根本的な解決はといいますと、今、市町村によってばらつきがあるというのは、まさにそこであります。空き家としての資産価値を上げるということが一番大切な作業になると考えております。例えば、空き家が発生したとして、それを更に住居として使う場合、もしくは、ほかのものとして利用する場合の資産価値を上げるということは、売却できるというような状況に持っていくことが、一番の空き家対策であるという考え方をしております。ですので、葛城市の空き家率が低いというのは、まさにそのところにあるわけなんですけども、ただ、特定空家という分野につきましては、別の考え方を持つ必要があるのではないかと思います。危険が伴いますので、当然、その部分については、行政は何らかの手当てを打つ必要があるであろうという思いがあります。

それと、空き家の発生する場所についての考え方を持たないといけないのかな。例えば、集落の中に空き家が発生した場合、それが果たしてハード事業なのか、ソフト事業なのか。そこに新しく入っていただける人を、どのようなマッチングができるのかというようなソフト事業になってくるのかなという思いがあります。そのような思いの中での答弁になります。空き家につきましては、利用が可能である空き家、老朽化で近隣に迷惑となってくる、管理不全である危険空家、行政が代執行で対応が必要となる特定空家と、大きくは3つの分類に分かれると考えております。利用可能な空き家につきましては、NPO法人空き家コンシェルジュに空き家バンクの運営を委託して、活用促進の対応をしています。また、一方で、管理不全空家については、葛城市危険空家等解体工事補助金という補助金制度を設けて、特定空家を未然に防止する対応を行っている状況です。

現在、葛城市には、行政で対応が必要となる特定空家はございませんが、これからは、葛城市としても、利活用の面、危険空家の対応という両面から空き家の基本計画を策定して、体制整備していく必要があると考えております。国の補助金制度などを活用し、空き家基本計画の策定を行うように担当課に指示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 増田議員。

**増田議員** まさしく今、市長がおっしゃられたように、特定空家、迷惑のかかると思われる空き家の対策、それから利活用の問題、この両面で、それと迷惑のかからないようにする適正な管理、私は、この3点に重点を置いて今後取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。過去には、あまり利活用に関して注目度がなかったんですけども、私、先ほど申し上げましたように、非常に磨けば光る空き家、もったいない、まだ使える、このような家を再構築するのが難しいと思われるような、非常に良質な素材を使った、しかしながら、今、空き家に

なっているという、そういった、特に街道筋の民家については、そういう非常にポテンシャルの高い素材である空き家がたくさんまだ残っておって、所有者の方も、どうすればいいんだと、もう対策、お手上げの状態みたいな、もったいないという空き家もたくさん残っております。

當麻寺参道については、そういった優良な空き家をリノベーションしながら、飲食業であったり、活用されておる事例というのは見受けられるわけなんですけども、それ以外でなかなかそういった事例が出てきてないということでございます。今回こういう法改正の機会を通じて、そういったところにもより一層踏み込んでいただきたい。再利用可能な地域資源と、私はあえて言うべきものであるのかなというふうに思います。しかしながら、先ほども申し上げました、適正な管理を行わなければ、地域の迷惑施設、負の遺産になってしまいかねないような、こういったものが空き家であるというふうに思います。こういったことにならないように、所有者に対する行政支援に取り組んでいただきますよう強くお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**梨本議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午後 1時30分

**梨本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。本日、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は3点です。1番、観光による地域活性化と今後の観光政策について。2番、行政文書をパスワード別送とする問題点について。3番、消防情報の能動的受信についてでございます。

以後の質問については質問席より行いますので、よろしくをお願いします。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** よろしくをお願いします。

まず、1番目の、観光による地域活性化と今後の観光政策についてでございます。これまで市長は、観光の産業化を進めるとおっしゃっております。残念ながら、各種事業が、私の見る限り、単発イベントの域を出ず、産業と言えまでの観光政策にまで昇華されているとは言い難い状況が続いております。本日は改めて、今後どのように観光産業化に取り組んでいかれるのかを確認したいと思います。まず、その中ではじめとして、本市の観光政策を推進する機関として、観光協会と観光アドバイザー会議というものがありますが、これについての違いをお伺いします。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

葛城市観光アドバイザー会議は、本市の活性化及び観光振興を図ることを目的として、独自の観光資源を活用した施策を推進することに関し、幅広い分野の識見を有する者より意見を徴するための会議で、委員15人以内で組織し、委員は、観光施策について優れた識見を有する者となっています。一方、観光協会は、同会の会則にありますように、観光事業の健全な発展と地域の活性化を図ることを目的とし、観光啓発に関すること、観光資源の開発及び保存に関すること、観光客誘致のための催物及び諸施設の充実、観光物産の研究と開発などを事業として行うこととなっています。具体的には、相撲発祥の地、葛城市を広く世間に発信するため、海外観光客の誘致や、當麻の里ぼたん祭り及びけはやまつりなどのイベントの開催、當麻寺や笛吹神社等、神社仏閣や、日本最初の女帝と伝えられている飯豊天皇陵、日本遺産などの観光資源のPR、マスメディアの取材対応、ご当地キャラクターの蓮花ちゃんの運営を行っていくこととございます。

今後の取組といたしましては、葛城インターチェンジ周辺エリアを中心に、観光系ゾーンとしての事業を観光協会も取り組んでおり、本市の観光ブランドの確立及び奈良県の西の玄関口として、相撲を中心とした本市の観光イメージの定着化を図ろうとしているところでございます。このように、観光アドバイザー会議はアドバイスや提言を行う組織であり、観光協会は観光事業の健全な発展と地域の活性化を図るという目的を達成するための事業を行う組織というように、違う性格を有しており、葛城市の観光の発展のために、それぞれの立場から本市の観光行政に寄与していただいているところでございます。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 観光アドバイザー会議はアドバイスや提言を行う組織、観光協会はそのアドバイスに基づいて施策を実行する組織ということですね。今、観光協会の業務について述べられましたけども、私、観光協会と観光アドバイザーの違いを問うているんです。そのような細かなところは、私、今回お聞きしませんので、以後のご答弁を含めて、簡潔にお願いします。

それと、今、1点、私、聞き捨てならんような内容があるんですけど、飯豊天皇が日本最初の女帝とおっしゃいましたけども、これ、一般的に、日本最初の女帝というのは推古天皇と私らは学校で習っていると思うんですけども、日本最古の女帝の推古天皇というのは、幼少名さらら姫とって、橿原市観光協会が売出しされているので、ちょっと失礼ではないかと思しますので。いかがですか。これは置いておいて、本題に戻ります。

続きまして、山下前市長が立ち上げられた観光アドバイザー会議ですけども、当初10名の委員で構成されていたと、これまでの議会質問で何度か答弁されております。阿古市長に代わられてから2名増となっており、さらに観光協会に属するメンバーで観光アドバイザーを兼任されている方が複数名見受けられます。普通に考えたら、同じ方が似た会議で全く異なる新たな知見を持って意見を述べられるとは考えにくいのではないのでしょうか。また、観光アドバイザー会議の議事録を確認しましたら、残念なことに、委員の発言の多くは、専門知見に基づいた高度なアドバイスや提言とは言えないものも多く、内容を確認する限り、なぜ同様の組織が2つも必要で、委員も重複して任命する必要があるのかと思っておりますが、この点についてご説明ください。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 前市長時、平成28年7月9日現在の観光アドバイザー会議の人数は11名で、委員は市長以外に、市外8名、市内2名となっております。令和5年9月1日現在の観光アドバイザー会議、12名の委員の構成につきましては、市長以外に、市外7名、市内4名となっております。また、観光協会の会員となっております方は、市長以外に3名おられます。観光アドバイザー会議と観光協会の両方の組織に所属されている方は、本市の観光に直接携わっていただいている団体の代表の方になりますが、観光協会の会員であるからアドバイザー会議の委員に入らせていただいているわけではなく、観光施策について優れた識見をお持ちのため委員となっております。各専門分野からご意見をいただいているところでございます。

観光アドバイザー会議は、市外から多方面の分野にそれぞれ詳しい方にお越しいただき、葛城市の観光行政と観光協会が直面している課題について議論していただく場となっております。そのため、この会議に、日々、市内で観光客の対応をされている方にもご参加いただくことによって、本市の観光における課題等を直接提案してもらい、アドバイザーからより実情に合ったアドバイスをいただくためになっていただいております。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 観光アドバイザーは市外委員が選ばれるというご説明でした。ただ、委員構成を見たら、現在3分の1が市内在住者になっています。先ほど、前市長のときに11名とおっしゃいました。11名になったのは一番最後の時代ですよ。それまで10名でした。そのときには一定の選定基準があったのではないかと推測するんですけども、そもそも、どういった委員の任命基準があって、誰が任命されているのでしょうか。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 観光アドバイザーは、葛城市観光アドバイザー会議設置要綱第2条第2項に、委員は、観光施策について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱するとなっております。委員は、観光行政に深い識見をお持ちの大阪観光局長や奈良県の観光局長、また、葛城市の出身の方で市外において活躍されている方や、マスメディア関係の組織の長の方に市外の委員になってもらっております。市外から見た本市の観光についてのご意見などをいただいております。また、市内の委員としては、本市の観光に日々直接関わっていただいております。本市の観光の実情をよく体感していただいている方々の代表の方になっていただいております。市内、市外両方から見た本市の観光行政についてアドバイスをいただける委員を委嘱しております。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 具体的な任命基準は、観光行政に精通した方ということでした。議事録から見る限り、先ほども申しましたが、具体的なアドバイスがどれだけ出ているかというところが、それも含めて政策に落とし込まれてきたのかという、その記述として、議事録から私、確認することができませんでした。これについてはこれぐらいにしておきますので、次へ移ります。観光アドバイザーの議事録を確認していて1つ気になったんですけども、アドバイザーで

ある委員、これは要綱に決められているんですけど、そのほかに、オブザーバーという名称の方が出てきているんです。このオブザーバーというのはどういう方なのでしょうか。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** オブザーバーは、葛城市観光アドバイザー会議設置要綱第6条に、委員長は、必要があると認めるときは、アドバイザー会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができることあり、その時々会議の内容により議論が深まるよう出席いただいているものとございます。このオブザーバーは、葛城市内の観光に携わっていただいている方になりますので、観光アドバイザー会議の中で葛城市の観光の現状をありのままに発言していただくことにより、より活発な意見交換が可能となっています。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 委員長が必要があると認める場合に出席を求める。第6条にあるということです。ここにオブザーバーという言葉は一切ないんです。そもそも、オブザーバーというのは、言葉の定義でいうと、これは会議で発言を許されない参加者を指しているんです。この会議で、今のご説明であれば、オブザーバーではなくて、これは参考人か何かというふうに呼ぶべきではないかと思うんですけども、そこまでしてオブザーバーというふうに呼ばれて、出席を要請されているというのは、どういった意味があるのでしょうか。何を目的としてオブザーバーの参加を求められているのでしょうか。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** オブザーバーの参加につきましては、会議の内容によって、観光アドバイザーがより効果的に本市の実情に合ったアドバイスができるように、本市の観光の実情をよく知っておられる方に出席をお願いしたものとございます。指摘いただいておりますネーミングにつきましては、今後検討してまいります。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 分かりました。それでは、次行きます。

市は観光の産業化を目指されております。冒頭で申し上げました。地域が経済的に潤う観光政策を実現するには、よほど観光政策に精通したアドバイスをいただかないと、観光産業化への道は難しいと私は思います。これまで議会の予算特別委員会や決算特別委員会でも複数の議員からも指摘がありましたように、観光関係にかける予算がどの程度効果を上げているのかが非常に分かりにくい状況にあります。観光の産業化を目指すというのであれば、産業化が、目に見えるようなアドバイスをいただいて実行し、成果を上げていることが求められるのですが、それが実現できないのであれば、アドバイザー会議の質に問題があるのか。あるいは適切なアドバイスをいただいているにもかかわらず、それを実行に移す取り組み方に問題があるのか。それを見極める必要があるのではないのでしょうか。本気で観光を産業化しようと思うのであれば、本当に血眼になってでも効果の上がる具体的なアドバイスをいただける専門家を見つける必要がありますし、あるいは、そういうアドバイスをもらって、実際に実行に移せる実行体制も立て直す必要があると思います。もしも、それを実行することに対して現在の予算では少ないとおっしゃるのであれば、議会が協力することはやぶさか

はありません。今後、葛城市が観光の産業化を重点施策として真剣に進める気があるのなら、観光協会と観光アドバイザー会議の在り方を見直すべきときに来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

**梨本議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 観光アドバイザー会議につきましては、今まで、相撲発祥の地、葛城市をいかに周知するか、観光の発展につなげられるかについて様々なご提案をいただいております。代表的なものとしたしましては、相撲大会の開催や合宿誘致に関しまして提言を受けております。宮城野親方に観光大使になっていただいたご縁を生かし、宮城野親方を招待した子ども相撲大会の実現や、宮城野部屋の合宿誘致について検討を進めております。このように、本市の観光発展についてのアドバイスを多数いただくことにより、よりよい観光行政につながっておりますので、今後もこの流れを継続してまいりたいと考えております。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今、観光アドバイザー会議のことだけおっしゃいましたけども、私、それぞれ2つの在り方を見直すべきではないかという質問でしたので、観光アドバイザー会議と観光協会の在り方を答えていただきたかったと思います。いずれにせよ、市がこのままこの流れを継続していく、見直す気はないということで理解いたしました。

それでは、市がお考えになる観光政策がどれほど現状、型にはまった思考にとらわれているかについて、私、お話ししたいと思います。私の大学時代の恩師、観光を軸とした経済活性化、地域再生を専門とする方がいらっしゃいます。私もこの恩師に同行して日本観光学会の学会へ参加したことがございます。そこでは各種ツーリズムを活用した成功事例というのが発表されておりました。そのツーリズムについて紹介してまいります。

今、日本に限らず、世界における観光政策研究の共通する考え方として、観光振興を幾ら唱えても、地域住民の暮らしや産業が豊かにならなければ意味はないということが叫ばれています。特に日本の政治は、これまで、定住人口を増やして住民満足度を高めるまちづくりと、観光客を呼び込む観光政策とを切り離して議論してきた経緯があります。今後、観光の産業化を進める上でこの思考が邪魔をしているんです。では具体的に、観光を産業化するにはどうすればいいのか。その1つの答えが、ツーリズム戦略と言います。具体的にいろいろ言います。まず、ツーリズムというのは何か。いろいろあります。スポーツツーリズム。これは、スポーツをする、見るという単体の体験だけから、これをイベントや大会の開催に絡めて、地域を巻き込んだ運営協力を取り付けることによる交流を促進する手法。また、1つが、アートツーリズム。これは、地域資源を活用した芸術活動を落とし込むことによって、アートを楽しむ、参加する体験を通じた交流につなげる手法。アグリツーリズムというのがあります。これは農業体験や収穫祭、あるいは収穫された物産等を使った、新たな商売の創出に関わる交流手法。メディカルツーリズムというのがあります。これはたしか豊中市がやっていましたね。医療資源を活用した滞在型健康管理手法。要は人間ドックなんかも、本格的なところでやるとかなり日数も費用もかかります。それに対して、地域のほうで泊まっていただけの場所を用意して、そこでその方たちが滞在期間中に落とすところの経済効果を狙

うと。ほかに、面白いところでは、大型プラントや建築物の見学や学習を絡めた交流を行うプラントツーリズム。ダム建設であるとか、大きな工業プラントの見学を絡めたツーリズム。環境を学ぶサステナブルツーリズムというのがあります。これは去年、厚生文教常任委員会で上勝町を視察しました。要は、地域のそういう環境への取組というのが、実はその取組の程度が非常に突出していれば、日本各地から視察に来られるんです。それをもって地域の活性化につなげているという事例です。

同じように、今、上勝町を紹介しましたが、行政視察についてもいろいろ調べると、人気の行政視察先というのがあります。これも1つ、実はツーリズムなんです。行政視察ツーリズムという呼び方はないんですけども、そういう形で落とし込むことは可能なんです。どういうことかという、要するに、一見すると観光とは全く縁のないような地域資源を複数組み合わせることで、滞在型の体験や学びの仕組みを組み込めます。そこに地域を巻き込んだ交流、これがイコール関係人口の創出につながりますので、経済効果としてそれが形を見る形になります。そういう戦力をツーリズム戦略といいます。また、これの副次効果として、ツーリズム戦略を行うことは地域の交流というのが基盤になりますので、住民のシビックプライドを高める効果が出てまいります。これは今後、観光を産業化する上での一番のポイントとなります。

では次に、このツーリズム戦略をとると実際にどのような効果があるのか。これについて、私のせんだっての事例を紹介いたします。先月8月上旬、山口県を本拠とするJリーグのレノファ山口というチームの、小学校5年生の全国サッカー大会、レノファカップというのを誘致いたしました。この誘致の決定打となったのは、新町グラウンドの天然芝です。これは天然芝がほかにない地域資源、葛城市の強みだったんです。この地域資源を生かしたサッカー大会を誘致することで、大会期間中の葛城市への人の流れができました。さらにこの間、葛城市を訪れた方々が滞在中に行う消費活動によって地域にお金が落ちました。ここに、更にプラスアルファとして、受け入れる地域の協力というのがプラスされることによって人的な交流が生まれ、今後の交流人口の創出につながったわけです。この辺の具体的な成果については、また後ほど言いますが、要は、私、これまで一般質問で何度か、交流人口による地域経済の波及効果というのを申し上げておりましたが、今回は、外部からスポーツを契機として葛城市を訪れた方々が、滞在して地域の方と交流することによって、通りの観光客とは違う人間関係が生まれた。このつながりは、以後の関係継続、あるいはリピートにつながるわけです。

今回、この大会で全国から予選を勝ち抜いた小学校5年生、22チーム、約400人が3日間にわたって熱戦を繰り広げてくれました。期間中、保護者あるいはチームの関係者を含んだ方も来られました。その飲食、宿泊、買物等の経済活動が地域へ還元されております。ツーリズムという形の事業開催で地域住民の暮らしや産業が豊かになった事例として申し上げておきます。このように従来型観光とは一線を画すツーリズムですけども、地域活性化の起爆剤として新たな戦略が日々考えられております。説明はここまでとして、質問に戻ります。

今回、大会参加の子ども約400人分の宿泊を確保するに当たって、葛城市周辺市町にある

宿泊施設を押さえに行きました。ところが、1チーム20名をまとめて受け入れていただくことが可能なところというのは、非常に困難だったわけです。そこで、昨年、御所市でこの大会が開催されたわけなんですけども、そこでの対応を参考にさせてもらって、地区公民館の夜間貸出しを当たってみようということになりまして、事前に教育委員会に相談に行きまして、地区公民館の指定管理を担う幾つかの大字に打診させていただいて、その大字での役員会でのプレゼンを行いました。そして、大字で貸出し許可が出たところに対して正式依頼を行って、夜間の貸出しの問題をクリアしようとしたんですけども、その後、大会直前になって、これがやっぱりできないという方針転換の連絡がありました。非常に急だったので私も驚いたんですけども、驚いてばかりいられないので、方針転換して、もうそれだったら民間企業の協力を得ようということになりました。中には、会議室のPタイルのフロアにブルーシートを引いたら貸せるというところが幾つかありましたので、それしか仕方がないので、それも押さえに行ったんですけども、そういうことをしている間にまた状況が変わりまして、最終的にやっぱり許可できるということをお願いして、それまでオーケーをいただいていた地区公民館のほうの夜間貸出しを使えるようになったわけです。

ここなんですけども、地区公民館、葛城市公民館条例というのがございまして、この第4条に、公民館の管理を指定管理者に行わせるとあります。この場合の指定管理者というのは大字です。続く第5条の(1)において、指定管理者は利用許可に関する業務を行うと規定してあります。各大字はこれをもって役員会を開かれ、夜間貸出しの可否を判断されたのに、なぜ途中から市がこれに対して口出しできたのか。この辺は不思議なんですけども、これに対しては、今後の……。

議長、雑音が入りますので。

**梨本議長** 静粛をお願いします。

**奥本議員** これに関しては、今後の観光や地域活性化、ツーリズムを進める上で、公民館のその辺の利用に関して、地域外の方も含めた地区公民館の利用について、いろいろ検討が必要かと思うんですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

**梨本議長** 葛本教育部理事。

**葛本教育部理事** 教育部、葛本でございます。よろしくお願ひいたします。

公民館は、その性格上、社会教育法にのっとり整備された施設で、社会教育法第20条の規定には、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするものとなっております。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 私の問いの仕方が悪かったのか、答弁がかみ合いませんね。地区公民館の法的な取決めというのは、私も理解しております。ただ、それについて、私が言っているのは、今回のように、取決め以外の法的な要件以外のところの利用についてどう思われますかということをお聞きしていますので、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。



**梨本議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 教育部の井上でございます。丁寧な答弁を心がけたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、今聞いていただきましたのは、どうしてというようなところだったんですけれども、そもそも、公民館の成り立ちは、先ほど理事から説明させていただいたものでございます。そして今、葛城市では、公民館を指定管理者制度でお願いしております。そして、その指定管理者制度にのっとりまして委託業務というのをお願いしております。そして、各大字の区長に管理をしていただいているところでございます。その委託業務のうち、1つ目には、管理業務、もちろん、施設の美化清掃や維持管理でございます。その2つ目としまして、交流促進業務がございまして、幾つかの部分がありますが、そういったところを委託させていただいているんですけれども、まず、その許可というところになりますと、指定管理者が行う業務は、利用許可に関する業務と、施設及び附属設備の維持管理及び修繕、先ほど言いました、利用料金の徴収に関する業務に掲げるものになってございます。上位法でできる部分が、地域住民のという、ご利用のところの教育活動という形になりますので、そういった範囲が委託業務という範囲の中になってございますので、そういったところを勘案しての利用許可という形になると考えております。

以上でございます。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** こちらのほうは条例の話でございますので、先ほど理事のほうから、社会教育法と公民館条例というのは、実は同じ文章で書いております。ですので、公民館の生い立ちというのはいろいろあるんですけど、補助事業で当然とってきておりますので、その施設の目的というのは限られております。ですので、先ほど理事のほうからありましたように、公民館は、各市町村のその他一定区域内、大字とかの区域なんですけど、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。ですので、本来の施設の目的は、その部分でしか使えないということに限定をされております。

先ほどおっしゃっていただいている、指定管理者の施設の利用許可につきましては、この目的に沿ったものに対しての施設の利用許可でございまして、それ以外に関する権限というのは有していない。上位法からそのような判断になってしまいます。ですので、例外規定というのは必ず設けておりますので、その中で市長がという文章が、たしか、公民館条例で例外規定を設けているというところでございます。

議員がご指摘になりました、サッカーの話なんですけども、当初の目的からすれば、それは利用ができなかったというところでございます。でも、それを先走ってやられましたので、こちらは全然把握しておりませんでした。後で聞いた時点では、これは本来の補助事業の施設としては目的外使用になりますので、問題がありますという中でご理解をいただこうとしたんですけども、かなり進んでおりましたので、今回については、特別に地元との交流という名目の中での理解をさせていただいて、特別な処理をさせていただいたというところでご

ざいます。本来の公民館の手法からいたしますと、宿泊施設という取扱いはできないというところをご理解いただきたいと存じます。これが法律の解釈でございます。

以上でございます。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 私は法律の解釈を聞いているわけではないんです。それを分かった上で、葛城市として、今後その辺のところをどうお考えですかと聞いているんやから、市長の話では、それはもうできへんということの一点張りやと思うんです。ただ、これは今後、これから続きますけども、葛城市の観光の産業化を進める上で、1つのツールとして利用できる可能性があるところなんです。そもそも、指定管理者制度が何でできたか。これ、日本で導入された経緯というのは、しゃべると長くなるのでかいつまんで言いますけども、イギリスのサッチャー政権が規制緩和のところで導入した制度を参考にされて、日本の実情に合うように変えられたわけなんです。その際、民間の活力を利用、これまで行政が想定しなかった、そういう新たな使い方の提言もできるということを1つ盛り込まれているんです。ところが、これ、地方に広まっていった段階で、指定管理者制度というのはあくまでも行政の事務代行であるとか、コスト削減のために目的が変わってきているんです。本来の、国が行おうとしていた、あるいはイギリスに倣った制度というところは違うんです。従来法律で縛られている使い方というのは、規制だと思ってそれを緩和するようなことも考えられますという、そういう可能性もありますというところなんです。それは話が長くなるので、これで置いておきます。分かりました。

続きまして、今回の大会に当たって、1つ、暑さ対策の観点から、運営事務局のほうで、参加の費用としてチームに請求はしてはいたんですけども、飲物とかき氷の会場内での物販というのを用意させてもらいました。この販売について、取りあえず許可申請を体育振興課に最初はさせていただいたんです。そうしたら、最初の答え、葛城市の条例に伴って数十万円の出店料が必要という回答だったんです。何で数十万円がかかるんですか。びっくりするような値段でした。その根拠は、何かグラウンドの使用料に、入場料を徴収する有料イベントの場合は利用料の5倍という額という項目があったんです。でも、申込みの段階で、グラウンド利用申請も含めて、入場料は取りません、誰でも観覧できますと説明していたんです。それを説明申し上げると、いや、分かりました、考えますということで、ただ、なかなか返事が来なかったのので、去年開催された御所市、それから、過去に開催された宇陀市の事例も聞きに行ったんです。そうしたら、出店料というのはやっぱり設定されておりまして、1日当たり1,000円で出店できるという規定を設けておりました。併せて、葛城市の公園まつりとか、過去に開催の、健民グラウンドでのキッチンカーイベント、さらには、県が行うような同種のイベントにおいての金額も調査させてもらったんです。そうしたら、やっぱり高くても2,000円程度までというのがあったんです。それをお伝えさせてもらったら、今度は、出店に当たっての計算で固定資産税の計算が必要だとか、工事車両に準じた施設進入費が必要とか、何かよく分からないような説明をされて、また結論が出なかったんです。最終的には、継続してそれを検討していきますということで、今回見送りという判断をいただい

るわけなんです。それで子どもたちに飲み物を提供できたんですけども、今後同じようなプロモーションとか、もしあった場合に、店舗を出したいという要請が出ると思うんです。その後、そういった検討がどの程度進んでいるかというのを確認したいので、よろしくお願ひします。

**梨本議長** 葛本教育部理事。

**葛本教育部理事** よろしくお願ひします。

現段階では、葛城市は、料金等については条例整備等は行えておりません。キッチンカーにつきましても、最近の市のイベントなどにおいて出店をいただき、イベントを盛り上げていただいたとお聞きしています。議員がおっしゃいますように、今後キッチンカーを出店するイベントも増えていくと思われまますので、先進他市の事例等を参考に、まずは関係各課と協議をし、規定の整備などを検討したいと考えております。

以上です。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** キッチンカーのことを主に述べられましたけど、私は、キッチンカーに限らず、出店、要するにこの場合は、住民の方が、自分も一時的に何か物売りたい。あるいは、今、軽トラ市というやつにカフェも併設しているような方もあるんですけども、そういう地域参加のところの、参加したいというようなことも考えられるので、それを検討どうですかと聞いているのであって……。

議長、雑音が多過ぎるので、質問ができません。

**梨本議長** 私語は慎んでください。静粛にお願ひいたします。

**奥本議員** ということで、また検討いただくということで期待しておりますので、引き続きお願ひしておきます。

さらに、そうしたらもう1点だけ、レノファカップに関することでお伺いしたいと思ひます。コミュニティセンターの件なんです。コミュニティセンター、過去、議員としていらっしやった方にちらっと聞いた限りで、私は事実関係を確認できてなかったんですけども、スポーツの団体があそこで合宿のような形、宿泊を伴ったグラウンド利用をされていたということも聞いたことがございます。今回、申し込んだ後に、そんなことがあったんやということで、管理事務所で確認させてもらったら、いや、施設が壊れているんやと。老朽化してシャワーも出ないんやということだったんです。ところが、その後、伝え聞くところによったら、市内のある団体が、やはり今でも宿泊されていると、使われているということをお聞きしました。これはどういうことなのかと、まずは1つ。

それと、あの施設、せつかくあるやつを今後、市として何か整備していかんとあかんかなと思ひます。というのは、せんだって、国民体育祭の開催に関して、報道発表で葛城市がサッカーの会場になると報道発表されております。そこに向けてあの建物の整備というのをやっぱり視野に入れていかんとあかんと思ひますけども、現状のコミュニティセンターの状況と、今後、その辺をどう対応されていく予定かというのは、もし、分かっているようであれば、お答えください。

**梨本議長** 葛本教育部理事。

**葛本教育部理事** よろしく申し上げます。

葛城市公民館条例、葛城市コミュニティセンター管理運営規則では、宿泊施設の規定はございませんので、施設の老朽化の要因で宿泊を行っていないのではありません。ただし、葛城市スポーツ少年団や葛城市ボーイスカウト、葛城市ガールスカウトには、青少年の健全育成や、団の友好や親交を目的としての合宿については、以前より特別にご利用いただいております。また、老朽化に伴います修繕につきましては、今後検討してまいります。

以上です。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** せっかく、3月条例改正、7月から市外の方が使えるようになりましたので、そういったところも一緒に使えと、やっぱり利用したいという方が増えるんです。現状では使えないのは分かりますけども、やっぱりそういう広い視野を持って公共施設の在り方というのを考えていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

そして、あともう一つ、先ほど言いましたけども、レノファカップの具体的な実績のところに絡めて、説明と質問をします。これは市長にお答えいただきます。今回、レノファカップを、後半、高校生の大会はコロナの感染拡大で中止となって、半分の3日間だけになったんですけども、結果的に、延べ2,000人の方が葛城市に来場されました。そのうち、市内の公民館と民間施設で宿泊を受け入れていただいたわけなんですけども、そこに泊まっていた子どもたち、チームの関係者からは、地域の方がよくしてくださったという非常にありがたい声をいただいて、また来たい。非常に喜んでくださいました。本当にこれも地域の方々が一生涯懸命、いろんな、それこそお世話チームまでつくっていただいた地域もあるんですけども、そういう形で非常に親身になって対応していただいた。過去のわかき国体の際にも、そういうことがあったと聞いております。そういった市民の、今回有志で協力していただいた方、これも延べにすると、本当に100人近いんです。いろんな、お弁当の提供とかも含めて、そういった地域の支えがあって初めてこれは成功したんです。

そうしたら、今度その方たちが、見返りというわけではないんですけども、そういう方たちに対して、先ほど言ったように、観光事業はやっぱり地域への何かメリットがないとなかなか難しいという話をしましたけども、今回、地域経済にこの大会が及ぼした効果をざくっと計算してまいりました。市に提出させていただいた事業の決算書というのは、これはあくまでも大会の事務局が、中での出入りだけなんですけども、今申しましたように、付添いで来られた、同行された保護者とか、チーム関係者がいらっしゃって、その方の簡単なヒアリングなんですけども、どこに泊まりましたか、どういうふうに来られましたか、あるいは食事はどうされましたか、お土産とか買われましたかというのを聞いたんです。これは葛城市のふるさと納税のパンフレットとか、観光案内も全部配ったんです。最終的に、葛城市をどう思いますかというのを併せて、全てではないんですけど、聞いてみたんです。それをばくっとで、把握可能な金額で計算すると、この3日間で、大会の本体部分の金額と合わせて、大体450万円ぐらいが、葛城市を含む、これは周辺の市町も含むんですけども、そこで消費

活動が行われていたんです。要するに、観光を産業化するために、これはスポーツツーリズムを今回やりましたけども、複数の地域資源を組み合わせることで、こういうことが可能になるんです。これ、今回は行政の予算も何も一切いただいておりません。地域の方だけで一生懸命やってくださいました。要は、そこには、観光戦略、観光をスポーツツーリズムにするための戦略というのが必要になるんです。一見したら観光資源とは思えないような行政財産、市民活動、地元住民の方々でさえも、実はこれは資源となり得る、非常にほかにはない強みとなり得るんです。要はツーリズムの戦略を立てられるかどうか。そして、その立てた戦略を具体的な戦術に落とし込めるか。戦略と戦術に落とし込むには、更にマーケティングという知識が要ります。そのノウハウが観光プロモーション戦略と言われているんです。これが観光アドバイザー会議でいただけたら本当は一番いいんですけども、ただ、そのところにはまだ、議事録を拝見する限り、なかなかそこまで話が進んでない、深まっていないという感じがします。

今、宿泊施設がないからホテルを誘致するという、市長がよくおっしゃいますけども、これは必要なことです。ただ、現実問題として、事業者は、ここに出店して採算がとれるかというところをまず判断されるんです。売上げが見込めるかというのを判断されます。そういうために、地域のにぎわい、あるいは人が集まるかどうかというのは重要になってくるポイントなんです。それをなしで、いきなり、分かりました、来年はホテルを建てますというところはまずありません。観光協会、観光アドバイザー会議、市長も含めて、葛城市はポテンシャルがありますというのは、もう何度も私も聞いていますけども、ただ、そのポテンシャルをどう生かすのか。それをどういうふうを活用して、戦略として落とし込んで、あるいは地域にお金が還元される仕組みを組み立てていくかというところできてないんです、私から言わせると。実際できていませんよね。まず、施設がないから。そうしたら、誘致するのも当然必要ですけれども、まず、待っていても中に何も起こらないです。そうしたら、今あるものを利用できないか。公民館だけではないです。いろんな施設。利用できない、その理由がもしあるのであれば、理由を解消すればいいんです。そのために何が必要か。何がネックとなっているのか。もしも、それが、行政組織の縦割りとかの問題があるのであれば、組織に横串を刺せるような体制を構築する。いろんな対応が考えられるんです。

そういうところの対応をどうしたらいいか。その対応を相談するのも観光アドバイザー会議ではないかと私は思うんです。アドバイスを待っているだけではなくて、今、現状、葛城市はこんなことがある、規制はこういうのがあって、なかなかうまく進みません。何かほかのいいアイデア、ほかでやっている実践事例はないですかと聞くのも、活用するのも、1つ手なんです。せっかくいい方が集まっているのであれば、そこをちゃんと活用してほしいと思います。やっぱり観光アドバイザー会議が中心となるのであれば、観光の産業化に向けて、実効性のある戦略として、紹介したツーリズムというのは、非常にこれからいろんな自治体を取り組もうとしております。取り組んでいるところもあります。これに対して、今回、私、独断ですけども、スポーツツーリズムということでサッカーをイベントとして実際にやってみました。こういったことのツーリズム化、ツーリズム戦略、これについて市長はどうお考

えでしょうか。

**梨本議長** 阿古市長。

**阿古市長** 事前の質問の内容と変わっておりますので、答弁自体は、事前の質問内容での答弁をさせていただきますと存じます。

観光アドバイザーについての質問でございました。私のほうがお聞きしているのは。今年度より3年間、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業を、商工観光プロモーション課はもちろんのこと、企画政策課や都市計画課などとも連携をさせながら、様々な事業に取り組んでいるところでございます。また、大阪観光局の溝畑理事長が観光アドバイザーの委員長を務めていただいている、そのことも相まって、本年8月に、自ら私が大阪観光局にお邪魔させていただき、本市への観光客の誘致や宿泊施設について突っ込んだ話し合いをさせていただきました。

観光アドバイザーの委員構成につきましては、議員からいろいろなご指摘をいただいたところではありますが、葛城市内の委員につきましては、ある見識を持って選定をしているようでございます。

**梨本議長** 市長、答弁を止めてください。

**阿古市長** なぜでしょうか。事前の質問はそういう内容ですが。

**奥本議員** 観光アドバイザー会議の質問と違います。通告事項もちゃんと言いましたけども、観光による地域活性化、今後の観光政策について質問しているんです。だから、先ほど市長が、聞いてない、あるいは観光アドバイザーに対する質問でした。違いますよ。ちゃんとこれを見てください。

**梨本議長** 質問と答弁の内容がかみ合っておりませんので、止めさせていただきました。

暫時休憩させていただきます。再開時間は追って連絡いたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時25分

**梨本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥本佳史議員の一般質問を再開いたします。

阿古市長。

**阿古市長** ご質問の内容が観光全体についてということでございますので、全体も含めた中での答弁をさせていただきますと存じます。

本年度より3年間、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業を、商工観光プロモーション課はもちろんのこと、企画政策課や都市計画課なども連携させながら、様々な事業に取り組んでいるところでございます。また、大阪観光局の溝畑理事長が観光アドバイザーの委員長を務めていただいていることもあり、本年8月に、私自らが大阪観光局にお邪魔させていただき、本市への観光客の誘致や宿泊誘致について突っ込んだ話し合いをさせていただいているところでございます。また、観光アドバイザーとなっただいております委員の皆様につきましては、本市の活性化及び観光振興を図ることを目的として、適切な方を委嘱させていただいた中で協議をし

て、貴重な意見をいただいていると感じておるところでございます。

市内から出ていただいております委員につきましては、商工会会長として市内外の事業者の情報に精通されています。一見、観光とは一致しない事業者であったとしても、ふるさと納税を絡めた観光事業がトレンドの1つになるなど、観光事業の推進において連携を深めていく必要がございます。また、株式会社道の駅葛城の社長も担われており、年間100万人の来客を呼び込むノウハウや、来客者を観光に結びつけていくためのご意見をいただけるよう委嘱をさせていただいているところでございます。

また、ある委員の方につきましては、長年、奈良テレビ株式会社で奉職され、ゼネラルプロデューサーにも就任されており、情報発信に関するノウハウを有するだけでなく、県内自治体の最新の情報やトレンドに関しても熟知されております。ある委員の方は、葛城市観光ボランティアガイドの会長を担っていただいております。文化財や歴史などの観光資源を単に紹介されるだけではなく、歩くことを通して自ら観光資源に出会うことの楽しみや、現在にどう伝わってどのような役割を果たしているかなど、観光資源が持つ魅力をストーリーを通じて発信されるスペシャリストでございます。日々、市外から来られる方々を案内される中、市内の観光について直面する課題や展望を体感していただいております。本市が気づかない観光資源の情報提供など、生のご意見をいただいております。

ある委員の方は、本市が有する代表的な観光資源として、国宝や重要文化財などの貴重な文化財を……。

**梨本議長** 市長、答弁が長いので簡明にお願いいたします。

**阿古市長** 総合的ですから、だいぶ長くなります。

有する當麻寺より、当該年度の各代表者に委員を委嘱させていただいております。當麻寺の代表として社務を取りまとめていただいております。神社仏閣を活用した観光事業の推進は、以前から、本市だけではなく、全国的に取り組まれておりますが、文化財を活用した国内外の観光トレンドに関する情報提言をアドバイザーからいただいております。より現実的な議論ができるように選定をさせていただいております。ですので、観光アドバイザーの皆さん方には、それなりにスペシャリストとしてのご意見をいただいておりますので、どのような資料で何をおっしゃっているのか分かりませんが、貴重な意見をいただいて、葛城市の観光に携わっていただいているということをお負しておるところでございます。

観光産業といいますのは、私がよく言うんですけども、これは、ローテーションできるまで頑張らないといけない。本来、葛城市の税金というものは、葛城市に住んでいる市民の皆さん方に使うべきものであって、市外の皆様方に使うべきものではないという考え方を持っております。ですので、観光ということにつきますと、その対象者が市外になってしまいますので、なぜそれを使うことができるのかということを考えなければいけないと思います。投資した分をどのように市の税収としてつなげていくのか。そのローテーションをつくるのが最終的な観光の目的になると感じております。ですので、観光で宣伝して、葛城市に来ていただいた中でお金を落とさせていただいて、それが市民の人たちの営業につながって、利益につながって、税収としてまた葛城市に戻ってくる。1つのサイクルをつくる必要があると

感じております。

今現在、葛城市は残念ながら宿泊施設がございません。ですので、日帰り観光になってしまいます。ですので、非常に、相撲館等、インバウンドの方も、コロナ前まではかなり来ていただいております。今現在、復活をほぼしておる状態ではございます。大体月300人前後は来ていただいております。まさにそれはツーリズムなんです。体験型の観光を実はもうやっておるというのが実情でございます。ただ、その中で、宿泊するべき場所がない。ですので、次のところに行かれるというところでございますので、私は、宿泊施設を誘致したいと申し上げるのは、まさにそのとおりで、滞在型に変えることによって、先ほど申し上げました、ローテーション。税込としてのローテーションが完結することによって観光産業につながると。観光産業が税込につながるという構造をどうつくるのかというところが非常に大変だと感じておるところでございます。

今現在は、日帰りではございますので、観光産業としては非常に弱いと感じておるところでございますので、早く強みのあるところまで持っていきたい。そのために専門的な委員の皆さん方にご意見を頂戴しながら、また人脈も活用しながら、いろいろな形でご協力をいただき、アドバイスをいただいているところでございます。人のつながりというのは非常に大切でございます。そのつながり、つながりを大切にしながら頑張っていきたい。葛城市の観光の発展につなげていきたい。議員ご指摘の、ツーリズム観光というのは非常に大切な分野というのは認識しておりますので、更にそれも発展させていきたいという考え方を持っておるところでございます。

葛城市の観光産業に欠落しているものを求め、それを葛城市内に成立するような形に持っていく。その作業に全力を尽くしていきたいと感じておるところでございます。少し話は長くなってしまいましたが、観光に対します私の考え方は、そういう考え方でございます。

以上でございます。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 要するに、市長も目指していらっしゃるところは一緒だということで、分かりましたので、具体的な戦略を落とし込んでいってください。お願いしておきます。時間がないので、あと巻きながら行きます。

2つ目の質問に移ります。行政文書をパスワード別送とする問題点について。これ、何かというと、今年に入って、議員の皆さんも分かっていらっしゃると思うんですけど、いろんなデータをメールでいただく際に、データ本文をZIPファイル化して、まず圧縮したファイルが送られてきて、その後、同じメールアドレスに対してパスワードを送られているという運用をされています。これ、実はPPAPというんです。PPAPは何かと言ったら、Pはパスワード付ZIPファイルを送信する。2つ目のPでパスワードを送付します。Aは暗号化しています。Pはプロトコル、要するに手順という意味です。これ、PPAP手順というんですけども、実はこの方法は非常に問題が多いんです。実はセキュリティが担保できない、送受信に手間がかかる、ウイルスやマルウェア感染の危険性があるという点で、実は、2020年11月24日、当時のデジタル大臣が、内閣府と内閣官房は11月26日をもってこの方法を



廃止しますとおっしゃっているんです。にもかかわらず、政府決定の3年後になって、葛城市が突然この仕組みを導入して今やっているんです。国はDXを推進して、当時、2020年11月26日、内閣府と内閣官房がそうでしたけども、国のDX推進の機関から各省庁に、この通達、通達とはないんですけども、そういう話が行って、今、個別に各省庁で代わる仕組み、1つには、大容量ファイルの送信方法とか、あるいはクラウドのファイルを使うとか、いろいろ方法はあるんですけども、それに切り替わっていつている状況なんです。何でこれが今になって葛城市で出たのか。

それから、今後やっぱりDXを進めていく上で、国の方向と逆行するようなことを今さら何でというようなことはやめていただきたいと思うので、その辺り、どうお考えなのでしょうか。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

奈良県において調達を行っております奈良県自治体情報セキュリティクラウドに葛城市が参加しており、そのセキュリティクラウドが令和5年3月1日に更新されました。その中で市が利用しております、外部に電子メールを送るサービスについては、従前より、セキュリティポリシーにのっとり、外部メールで添付ファイルを送る際には、パスワードをつけて送る運用とはしてはしておりましたが、そのタイミングに合わせて、オプションサービスを追加して、電子メールの送信の際にパスワード制限をかけて別送するようになっております。今回導入したオプションサービスは、誤送信防止、情報の流出という観点から、パスワードの設定漏れを防ぐために、パスワードのついていないファイルを送る際には自動でZIPファイルとなり、パスワードを相手方ではなく送信者自身に通知するものです。

先ほど議員が申し上げられました、令和2年11月の当時のデジタル大臣の発言として、ご指摘の、パスワード別送の問題点、PPAP問題は把握しているところではございますが、ヒューマンエラーによる情報流出を防ぐ観点を第一に考え、現システムの運用を行っているところです。国としては、正式な指針が出されていないという認識であり、先ほど申し上げたとおり、葛城市のセキュリティポリシーに基づき運用しているところでございます。議員ご指摘の事項につきましては、国の動向も見ながら調査研究し、よい方法を模索していきたいと考えております。

以上です。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今のご答弁は分かりました。要するに、奈良県の共同調達に乗ったがゆえに、今の状況に陥っているわけなんです。ヒューマンエラーを防ぐとおっしゃいましたけども、ヒューマンエラーの回避とPPAPの問題は別問題なんです。国が指針を出すかどうかは分かりません。でも、具体的に各省庁で、これをこうやりなさいという代替案が提示されていまして、大きく、これをやりなさいというのはないと思います。だから、やっぱり状況を見ながらとおっしゃいますけども、今現状、国が禁止している以上は、そこはちゃんと、やはりセキュリティを高めるとというのが第一義にありますので、もしも、送るのであれば、ZIPファイルに

してパスワードを送るのであれば、パスワードを送るメールアドレスは、別の方法、別のアドレスないし別の形で相手に渡すとやればセキュリティが高まるんです。そういった運用がやっぱり必要になってきます。

DXに関しては、2021年の6月議会の一般質問で、市長が葛城市における最高情報統括責任者C I Oであるというご答弁をいただいていますので、市長のご見解をお伺いしたかったんですけど、もう時間がないので、ここはまた、この辺、今後のDXをうまく進めてくださいとお願いしておきます。

続きまして、時間最後ですけども、消防情報の能動的受信手段について質問させていただきます。これまで、西葛城消防署時代から提供されたサービスとして、俗に言う、消防テープというのは、災害案内ダイヤルというんです。何か、もし、サイレンが鳴った、救急車が走っていった、何が起きているかというのを、電話番号に電話をかけると自動ガイダンスで案内が流れるんです。そこに今、電話すると何が起ころか。おかけになった電話は指定地域外でおつなぎできないようになっていました。こういう状況なんです。この状況、いろいろ全国で同じことが起きているかというのを調べました。全国の消防本部がやっぱり同じような消防テレホンガイド、消防テレホンサービスとの名称で同様サービスをずっと今でもやっているんです。中には、これまで運用していたシステムの使えなくなったという案内のあるところもありますが、それでもやっぱり代替りのシステムというのをまたやり替えて、同じサービスが継続している状況にあります。

ところが、奈良県の広域消防だけが、この情報が一切とれなくなっているんです。代替案として、ホームページには載っているというふうに伺いまして、実際に広域消防のホームページを見たら、出動状況というのは出ているんですけども、ただ、ホームページに載っているとはいえ、一々ホームページに見に行くよりも、従来みたいに、電話であれば、ホームページが見れない環境にある場合は、電話だったらつながりますので、今現状何が起きているかというのがいち早く分かるわけなんです。

この災害案内ダイヤル、実際として、このサービスが廃止になるというのはちゃんと連絡があったのでしょうか。また実際に、過去どれくらいの方がこれを利用されていたのか。利用が少ないからやめましたというなら分かるんですが、その辺よく分からないので、確認したいと思います。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いたします。

奈良県広域消防組合に確認いたしましたところ、災害案内ダイヤルは、通信会社が提供していた電話付加サービスを活用したものでございましたが、当該サービスの提供が令和5年6月末で終了することに伴い、災害案内ダイヤルも同じく6月末で終了されたとのこと。こちらの周知につきましては、終了する約2か月前から、広域消防組合のホームページのトップ画面にお知らせが掲載されております。なお、事前に葛城市を含めた構成自治体に対するダイヤル終了の案内とか、ご連絡につきましては、ございませんでした。

あと、利用件数でございますが、こちらも広域消防組合に確認いたしましたところ、管内

全域の件数となりますが、令和4年11月からデータがございます。11月が1,662件、12月が1,955件、年替わりまして、令和5年1月が1,752件、2月が1,855件、3月が2,663件、4月が1,156件となっております。

**梨本議長** 奥本議員。

**奥本議員** やはり、これだけ利用実績があったにもかかわらず、通信会社がサービスを停止したという事でなくなっているわけなんです。これというのは、やっぱり市民に対する防災情報の提供という意味では、マイナスかなと思うんです。これは能動的に取りに行ける、市民が欲しいと思ったら取りに行ける。ところが、今現状できなくなっているんで、ホームページを確認するか、あるいは市役所へ直接電話をかけて、夜中でも当直の方に、今どこで何か起こってるか聞かんとあかん。つまり、行政側としても事務が増えるんです。そういった意味もあって、今後この辺のサービスは、他府県と同じように残していかなとあかんと思うんです。これは広域消防のことなので、うちの自治体に聞くべきことではありませんけども、ただ、現在、広域消防の副管理者として市長は広域消防に行っていらっしゃるので、今後そういう、消防に対して申し入れられるようなおつもりはあるかだけ、最後お聞きしたいと思います。

**梨本議長** 奥本議員、時間終了しておりますので、終結いただけますか。

**奥本議員** そうしたら、その辺は、また、これ、アナウンスがなかったわけなんです。だから、ほかの市町村も多分知らないと思います。初めてこれ、表に出た話なので、実際、広域消防組合議会の議事録を確認しても、こういう話は一切出てきません。だから、県民の、そういう防災、あるいは、安全上の問題につながる事案なので、その辺りまた広域のほうでお話しただけならと思いますので、それはもうお願いしておきます。

時間延びましたけども、以上で私の一般質問を終了いたします。

**梨本議長** 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

最後に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

**横井議員** ただいま議長からお許しをいただきましたので、9月議会一般質問として、今回のテーマは、避難所での防災状況の質問になります。

それでは、質問席から行います。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** それでは、いよいよ9月議会の一般質問を開始します。

序文。前回6月の一般質問では、警戒レベル1から5ランクに応じた担当部局3か所の避難所開設の実施状況や、総勢50名にも及ぶ職員が、それぞれの持ち場において、日夜、徹夜で待機されていて、緊急事態が発生すれば、現場に直行し、水中ポンプ稼働までもして対応していたのをお聞きしました。前回に関連した質問になります。もしも、議会中、委員会中に緊急な警報等が発令されたら、市役所はどのような対応をされるのでしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いたします。

もしも、議会中や委員会を行っている最中に緊急な警報等が発令された場合の市役所の対

応でございますが、こちらにつきましては、市役所は、24時間365日、災害等に備えておりまして、対応方法につきましても、状況に応じてマニュアル化をされております。ゆえに、警報等が発令されたタイミングが、議会や委員会の開会中という仮定でございますが、開会、または休会中のいずれの場合であっても、対応する内容に変わりはありません。ただし、議会中や委員会には、市長をはじめ、副市長、教育長、そして部長級の幹部職員並びに課長級の管理職員が出席しております関係上、対応に係る意思決定や指示が必要となる場合が考えられます。その際は、議会や委員会の議事進行に大変ご迷惑をおかけすることになります。議長並びに各委員長に対しまして、状況に応じて、暫時休憩及びその後の対応につきましてもご協議いただくことをお願いすることになると考えております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** いよいよ、今回は、避難所での防災の対応状況をご質問いたします。葛城市の各避難所は耐震設計をされているのでしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 現在、葛城市には指定避難所が15か所ございますが、全て現行の建築基準法における耐震基準を満たしております。また、避難所開設に当たり、葛城市避難所運営マニュアルに基づき、建築士など有資格者や市役所職員による安全確認を、建物被災状況チェックシートを用いて実施することとなっております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** 第3番目の質問になります。避難所での飲料水、非常食のストックはどうなっていますか。何食分でしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 避難所には、一定数の飲料水や非常食をストックしている場合がございますが、基本的な運用といたしましては、指定避難所の近くにある防災倉庫から搬入することになります。市の防災倉庫のストック状況でございますが、まず、飲料水で申しますと、2リットルのペットボトルで約5,600本、非常食では約9,400食分を備蓄しております。また、2か所の避難所では、飲料水用として使用できる耐震性貯水槽を整備しております。さらに、給水車も保有しておりまして、現在2トン車両1台ですが、近々、1.6トン車両1台を納車予定でありまして、2台体制で給水ができることとなります。

なお、飲料水や非常食につきましては、災害時応援協定に基づき、有事の際は、速やかに優先供給していただく取決めとなっております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** いよいよ本題に入っていきます。避難所での電気の安定供給、そして、トイレ使用はどうなっていますか。もし、地震等で電力会社から電気の供給が切られた場合、電気はどうなるのでしょうか。現実的な話としても、もしも、水道管が遮断されたとき、水洗トイレは水を流せないのです。使用できないのではないのでしょうか。ご回答をお願いします。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 大規模な震災等で避難所におけるライフラインが被災し、停電や断水となった場合は、

電気の安定供給はおろか、トイレの利用についても制限を受けることが想定されます。必要最低限の電力につきましては、現在、1か所の避難所と、今年度中に更に1か所を加えた、2か所の避難所に自家発電機能を備えているほか、移動式発電機が2台、小型発電機が49台、また、本市が所有するPHEV車3台に加え、トヨタユニテッド奈良株式会社と締結しました、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定に基づき、電力を供給する手段がございます。

一方、トイレにつきましては、葛城市避難所運営マニュアルにトイレの運用手順が明記されており、こちらにのっとり、使用していただくこととなります。また、本市で備蓄する仮設トイレや段ボールトイレなどの活用、さらに、追加供給につきましても、災害時応援協定に基づき、速やかに対応いただく取決めとなっております。

なお、避難所のトイレは多くの方が利用することとなります。先ほどの電力も同様ですが、ご利用に当たっては、ルールやマナーを守っていただくことが重要であると考えております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** 続きまして、この時代、今の時代、避難所では、携帯電話、携帯電話の充電、そしてWi-Fiはできるのでしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 避難所においては、通信手段の確保は非常に重要なこととなります。携帯電話の充電につきましても、先ほどの電力の需要としては、優先すべき問題と捉えております。ただし、多くの方が充電することになりますので、皆さんが公平に充電できるよう、ルールやマナーを守っていただく必要がございます。

一方、Wi-Fiにつきましては、15か所ある指定避難所のうち5か所が利用できる環境となっており、必要な情報を入手することが可能となっております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** 続きまして、避難所は大きな体育館等を利用されます。避難者のプライバシーの保護はどうなるのでしょうか。家族単位ですか。男女別ですか。年齢別ですか。どうなっているのでしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 避難所の運営につきましては、葛城市避難所運営マニュアルの基本方針において、互助の考えに基づき、避難される方々が自主的に運営していただくことをお願いしております。ご質問の、避難所における避難者のプライバシー保護という点でございますが、まず、避難者の方々が生活していただく居室スペースは、段ボール製の間仕切りやポップアップ式のテントをご使用いただけますので、配慮の必要な方から優先して居室を割り当てていただくようお願いすることとなります。また、女性用更衣室や授乳室についても、特に配慮したレイアウトを考えていただき、避難者の方々が安心して過ごしていただけるようお願いしております。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** 今や、ペットは家族でもあるのです。ペットを自宅に置いておくのは極めて心配なことで

あります。避難所にペットを連れて行けるのでしょうか。

**梨本議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** ペットにつきましては、一緒に避難していただくことができます。ただし、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方などに配慮が必要であるため、ペットは別の場所で過ごすこととなりますので、ご理解をお願いいたします。そのためには、日頃からペットの健康管理及びキャリーバッグやケージに入ることなどに慣れさせておく必要がございます。ただし、盲導犬や介助犬、聴導犬と一緒に生活することができますので、その場合は、避難所の受付にご相談をお願いいたします。

なお、ペットと避難される場合は、先ほどからの答弁にもありますように、決められたルールやマナーを守っていただくことが大切なペットを守るすべとなることをご理解いただきたいと思います。

最後に、今月、9月の広報かつらぎに、災害時、ペットを守る準備はできていますかと題した記事を掲載しております。市民の方々にも啓発を行っておりますので、よろしく願いいたします。

**梨本議長** 横井議員。

**横井議員** まとめに入っていきます。ただいまの市役所からの公式回答をお聞きしまして、私自身も、恐らく市民の皆さんも安堵したと思います。備えあれば憂いなしの言葉のとおり、災害は発生しないほうがよいのは当然であります。しかし、もしものことを考えますと、やはり市役所の支援、ご協力がどうしても必要であり、重要用件でもあり続けるのです。私は、今後とも、市民第一を考え、市民の皆様からの疑問や質問を、市役所にこのようにして公式に質問し、公式回答を頂戴するものでございます。私は、これからも市民の皆様と共に歩み続け、声なき声を声に、声を声にして、これからも努力、邁進していく所存でございます。長らくのご清聴、ありがとうございました。

**梨本議長** 横井晶行議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月25日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日8日から19日までの間、各常任委員会、議会改革特別委員会、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時56分